

原子力規制委員会 殿

札幌市中央区大通東 1 丁目 2 番地
北海道電力株式会社
代表取締役 社長執行役員 齋藤 晋

泊発電所原子炉施設保安規定変更認可申請について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 4 3 条の 3 の 2 4 第 1 項の規定に基づき、下記のとおり泊発電所原子炉施設保安規定の変更の認可を申請いたします。

記

1. 変更の内容

昭和63年9月29日付63資庁第8339号をもって認可を受け、別紙のとおり変更認可を受けた泊発電所原子炉施設保安規定の記述を、別添の泊発電所原子炉施設保安規定変更比較表の変更後の欄のとおり変更する。(ただし、下線は含まない。)

2. 変更の理由

(1) 泊発電所 3 号炉の安全対策工事に伴う保全区域の変更

3 号炉の循環水ポンプ建屋（周辺エリア含む。）における安全対策工事に伴い、保全区域の変更が必要となることから、関連する次の保全区域図の変更を行う。

- ・添付 3 保全区域図（第108条関連）

3. 施行期日

- (1) この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から 1 0 日以内に施行する。
- (2) 添付 3 の「保全区域図」の変更は、保全区域の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。


以 上

泊発電所原子炉施設保安規定変更認可の経緯

	認可年月日	認可証番号
1	平成元年 3月31日	元資庁第 3498号
2	平成 2年 3月23日	2 資庁第 1878号
3	平成 2年 5月31日	2 資庁第 5848号
4	平成 3年 4月 1日	3 資庁第 2003号
5	平成 5年 3月30日	5 資庁第 1830号
6	平成 6年12月15日	6 資庁第13397号
7	平成 8年10月11日	8 資庁第10163号
8	平成13年 1月 5日	平成12・09・20資第 5号
9	平成13年 2月23日	平成13・02・16原第 2号
10	平成13年 3月30日	平成13・03・23原第14号
11	平成13年10月29日	平成13・10・11原第 2号
12	平成14年 7月15日	平成14・06・27原第 2号
13	平成14年10月22日	平成14・09・30原第 6号
14	平成15年 1月16日	平成14・12・18原第12号
15	平成16年 5月20日	平成15・12・25原第 7号
16	平成17年 3月31日	平成17・03・10原第25号
17	平成17年 7月27日	平成17・07・21原第 4号
18	平成18年 2月22日	平成18・01・31原第11号
19	平成18年12月19日	平成18・11・21原第18号
20	平成19年 7月 5日	平成19・06・14原第 1号
21	平成19年12月13日	平成19. 09. 28原第27号 平成19・11・30原第 7号
22	平成20年 4月 1日	平成20・03・05原第 2号
23	平成20年 6月18日	平成20・05・22原第 8号
24	平成20年 8月22日	平成20・07・11原第31号
25	平成20年12月12日	平成20・10・31原第 9号
26	平成21年 4月20日	平成21・03・23原第23号
27	平成21年11月19日	平成21・10・15原第 4号
28	平成22年 3月 8日	平成22・02・01原第11号
29	平成22年 7月23日	平成22・06・16原第 2号
30	平成23年 5月 6日	平成23・04・08原第36号
31	平成23年 5月11日	平成23・04・21原第 6号
32	平成23年 7月22日	平成23・06・14原第21号
33	平成24年 9月 6日	20120726原第15号
34	平成25年 5月15日	原管P収第130219002号
35	平成26年 9月18日	原規規発第1409183号
36	平成28年 3月24日	原規規発第1603247号

	認 可 年 月 日	認 可 証 番 号
37	平成28年10月26日	原規規発第1610266号
38	平成30年 3月19日	原規規発第1803192号
39	令和元年 5月27日	原規規発第1905273号
40	令和 2年 9月17日	原規規発第 20091714 号
41	令和 2年12月 8日	原規規発第 2012082 号

泊発電所原子炉施設保安規定変更比較表

 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

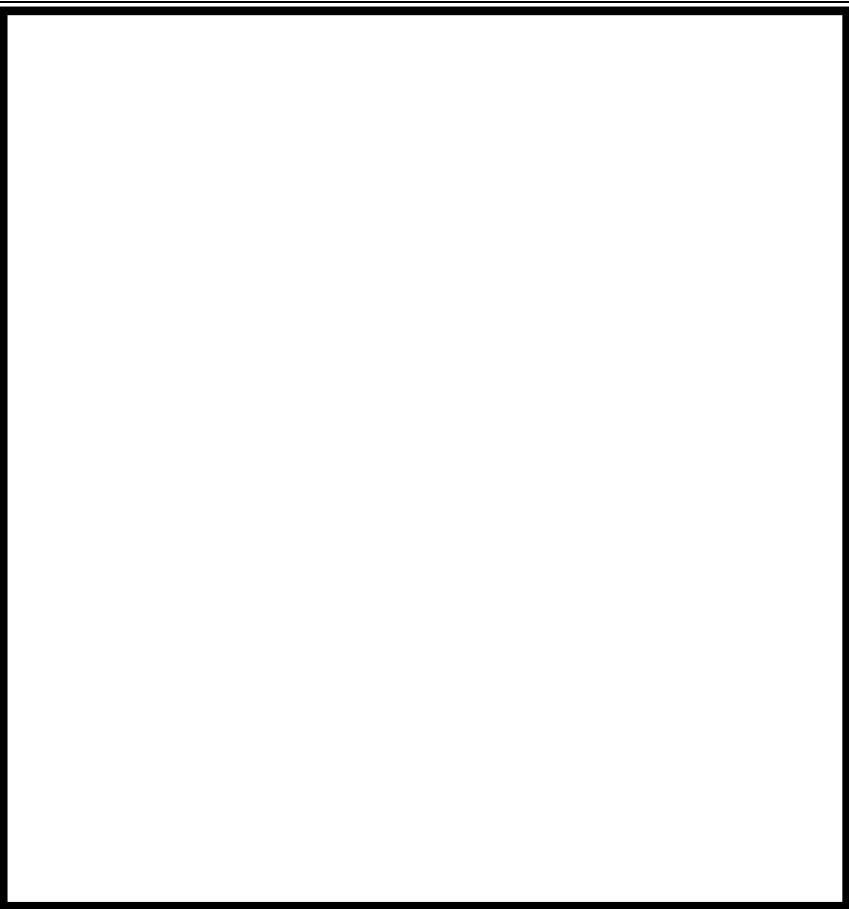
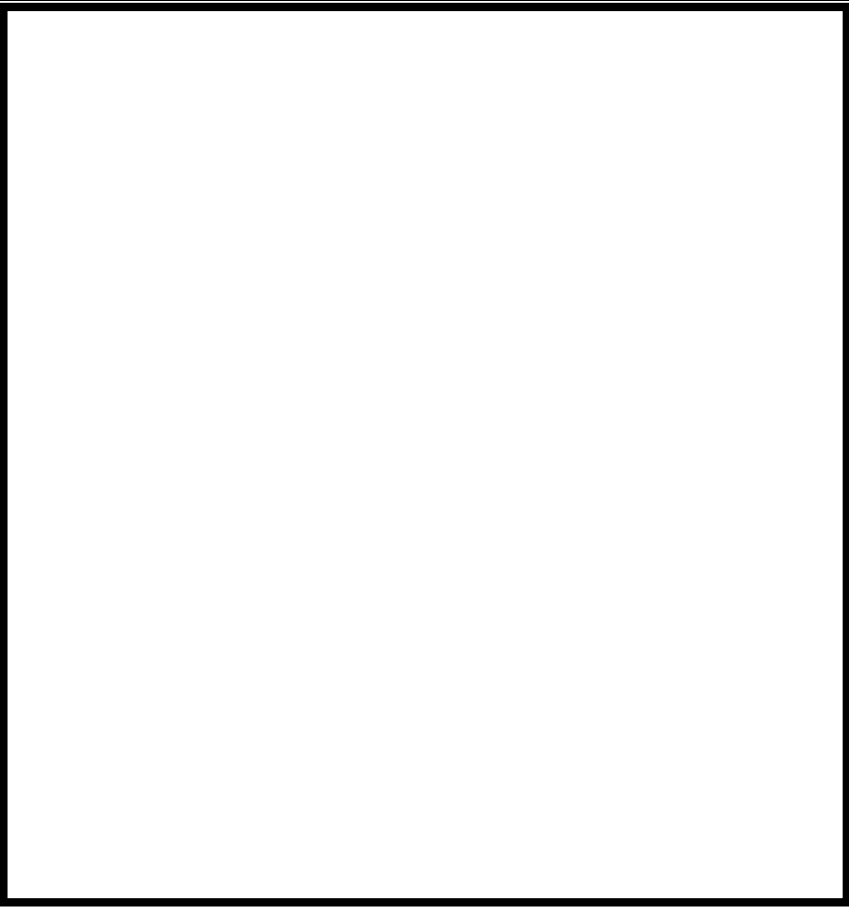
泊発電所原子炉施設保安規定変更比較表 (1/2)

【第7章 放射線管理】 【付則】

変更前	変更後	備考
<p>(保安区域) 第108条 保安区域は、添付3に示す区域とする。 2 施設防護課長は、保安区域を標識等により区別する他、必要に応じて立入制限等の措置を講じる。</p>	<p>変更なし</p>	
<p>付 則 (中略) (規定なし)</p>	<p>付 則 (中略) 付則 (年 月 日 号) (施行期日) 第1条 この規定は、 年 月 日から施行する。 2 添付3の「保安区域図」の変更は、保安区域の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p>	<p>・この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた後、10日以内に施行する。</p>

泊発電所原子炉施設保安規定変更比較表 (2/2)

【添付】

変更前	変更後	備考
<p>添付3 保全区域図 (第108条関連)</p> 	<p>添付3 保全区域図 (第108条関連)</p> 	<p>・3号機循環水ポンプ 建屋（周辺エリアを含 む。）の保全区域変更</p> 